

選挙運動用ポスター作成契約書



_____（以下「甲」という）と

_____（以下「乙」という）は

阪南市議会議員一般選挙の選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- 品 名 公職選挙法第143条に定めるポスター
- 数 量 枚
- 契約金額 円 （単価 円）

※上記金額には消費税を含む。

第2条 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により阪南市に帰属（没収）することにならなかった場合においては、乙は阪南市の定める限度内で市長に請求するものとする。

ただし、当該請求金額が契約金額より少ないときは、甲は乙にその不足分を支払うものとする。

- 供託物が阪南市に帰属することになる場合は、甲は乙に全額を支払うものとする。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（候補者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

乙（事業者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟